

青森県報

第四千三百八十六号

平成二十九年
十二月十一日
(月曜日)

目次

○ 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
○ 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 一
○ 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 二
○ 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
○ 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
○ 障害福祉サービス事業者の指定……………	(障 害 福 祉 課) …… 三
○ 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 三
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(同) …… 三
○ 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(道 路 課) …… 三
○ 道路の区域の変更……………	(同) …… 四
○ 道路の供用の開始……………	(同) …… 四

告

示

青森県告示第八百五十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
		名	所 在 地		
有限会社和心	黒石市大字東野五二の二一トハイロック三号室	通所介護	「ゆーび」	黒石市大字東野五二の七	平成 二九・三・一

青森県告示第八百五十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所	廃止の 届 出 年 月 日	廃 止 年 月 日
		名	所 在 地			
株式会社アイセイ東北	八戸市大字田向一丁目沙門前九の九	居宅療養管理指導	アイセイ薬局大間	下北郡大間町大字大間字大間二〇の一五七	平成 二九・二・一八	平成 二九・九・三〇
株式会社メデールウエ	平川市小和森種取三〇の五	居宅療養管理指導	すずらん調剤薬局	弘前市大字松原二丁目五の二六	二九・二・二四	二九・二〇・三三

株式会社 メデイ ウエル	平川市小和森種 取三〇の五	居宅療 養管理 指導	調剤薬局 弘前駅前	平川市小和森 種取三〇の五	〃	〃
株式会社 メデイ ウエル	平川市小和森種 取三〇の五	居宅療 養管理 指導	調剤薬局 弘前駅前	弘前市大字 前町六の一	〃	〃

青森県告示第八百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社和心	黒石市大字東野 添字長坂道北一 五二の一イース トハイツロツク 三号室	居宅介護支援 「友情」	黒石市大字東野 添字長坂道北一 五二の一イース トハイツロツク 三号室	平成 二九・三・一
医療法人はら だクリニツク	三戸郡南部町大 字苦米地字白山 堂一三の二	居宅介護支援事 業所咲の里	三戸郡南部町大 字苦米地字白山 堂一三の二	〃

青森県告示第八百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 名称 又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ービス の種 類	行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
有限会社和心	黒石市大字東野 添字長坂道北一 五二の一イース トハイツロツク 三号室	介護予 防サ ービス 通所 介護	「ゆ び じ ょう う」 デイサ ービ ス	平成 二九・三・一

青森県告示第八百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 名称 又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ービス の種 類	行 う 事 業 所	届 出 年 月 日	廃 止 年 月 日
株式会社 アイセイ 東北	八戸市大字田向 一字毘沙門前九の 一	介護予 防サ ービス 療養 居宅 指導	アイセイ 薬局大 間	平成 二九・二・八	平成 二九・九・三〇
株式会社 メデイ ウエル	平川市小和森種 取三〇の五	介護予 防サ ービス 療養 居宅 指導	調剤薬局 弘前東 店の二 六	二九・二・一四	二九・一〇・三 一

株式会社 メディア ウエル	平川市小和森種 取三〇の五	介護予 防居室 療養管 理指導	すずらん 調剤薬局 平賀店	平川市小和森 種取三〇の五	〃	〃
---------------------	------------------	--------------------------	---------------------	------------------	---	---

青森県告示第八百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
名称 主たる事務所の所在地	生活介護	名称 所在地	平成 二九・三・一
社会福祉法人 健康誠会		名称 所在地	
つがる市森田町 森田月見野四七 三の二		名称 所在地	
	多機能型事業所 夢工房 月見野	名称 所在地	
		名称 所在地	
		つがる市森田町 森田月見野四七 六の五	

青森県告示第八百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称 主たる事務所の所在地		名称 所在地	

株式会社福寿	南津軽郡田舎館 村大字野前字 前川原八〇の一	居宅介護	訪問介護事業所 きさら	南津軽郡田舎館 村大字野前字 前川原八〇の一	平成 二九・三・三
株式会社福寿	南津軽郡田舎館 村大字野前字 前川原八〇の一	重度訪問介護	訪問介護事業所 きさら	南津軽郡田舎館 村大字野前字 前川原八〇の一	〃

青森県告示第八百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称 所在地	所在地	指定年月日
仙真堂薬局青森労災病院前 店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二の六	平成 二九・三・一
仙真堂薬局八戸日赤前店	八戸市大字田面木字下田面木四二の一	〃

青森県告示第八百五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
名称 主たる事務所の所在地		名称 所在地	

特定非営利活動法人 いぶるの杜	五所川原市大字 豊成字 田子ノ浦 三	児童発達 支援	こどもの家 めいぶる	五所川原市大字 唐笠柳字 藤巻七 〇四の一	平成 三元・三・一
特定非営利活動法人 いぶるの杜	五所川原市大字 豊成字 田子ノ浦 三	放課後等 デイサービス	こどもの家 めいぶる	五所川原市大字 唐笠柳字 藤巻七 〇四の一	〃

青森県告示第八百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	七戸上北町 停車場線	上北郡東北町大字上野字手長三の四から 上北郡東北町大字上野字手長一三の一まで	上北郡東北町大字上野字手長六の一から 上北郡東北町大字上野字手長一三の一まで	前	一五・三〇メートルから 一三・二〇メートルまで	二〇六・七〇メートル	
			上北郡東北町大字上野字手長三の四から 上北郡東北町大字上野字手長一三の一まで		後	一〇・九〇メートルから 三〇・六〇メートルまで	一六七・二〇メートル	

青森県告示第八百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年一月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道七戸上北町 停車場線	上北郡東北町大字上野字手長三の四から 上北郡東北町大字上野字手長一三の一まで	平成二九・三・二

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年一月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭